

## 第16回「保育所保育指針」改定に関する検討会

- 1 日時 平成20年3月17日（月）14：00～16：00
- 2 場所 厚生労働省17階 共用第18～20会議室
- 3 議題
  - 保育所保育指針の改定（告示案）について
  - パブリックコメントについて
  - 保育所児童保育要録について
  - 解説書について
  - 今後の予定について
- 4 配付資料
  - 資料1 保育所保育指針（告示案）
  - 資料2 児童福祉施設最低基準第35条改正新旧対照表
  - 資料3 パブリックコメントについて
  - 資料4 保育所児童保育要録について
  - 資料5 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」  
概要

○厚生労働省告示第 号

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき、保育所保育指針を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

## 保育所保育指針

### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 子どもの発達
- 第三章 保育の内容
- 第四章 保育の計画及び評価
- 第五章 健康及び安全
- 第六章 保護者に対する支援
- 第七章 職員の資質向上
- 第一章 総則

### 1 趣旨

(一) この指針は、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。

(二) 各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

### 2 保育所の役割

(一) 保育所は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条の規定に基づき、保育に欠ける乳幼児<sup>子ども</sup>の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

(二) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

(三) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

3 保育の原理

- (四) 保育所における保育士は、児童福祉法第十八条の四の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

(一) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようと

するなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(二) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるように、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにしよう援助すること。

オ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相

互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

### (三) 保育の環境

保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていく

ことができる環境を整えること。

## 4 保育所の社会的責任

(一) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

(二) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(三) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

### 第二章 子どもの発達

子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。すなわち、子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。

これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び

生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。

## 1 乳幼児期の発達の特性

- (一) 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境（人、自然、事物、出来事など）に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。
- (二) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。
- (三) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。
- (四) 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。
- (五) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。
- (六) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。

## 2 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね次に示す八つの区分としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達上の課題や保育所の生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

### (一) おおむね六か月未満

誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、体重や身長が増加するなど著しい発達が見られる。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、なん**喃**語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。

### (二) おおむね六か月から一歳三か月未満

座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び腕や手先を意図的に動かせるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらおうと喜ぶなどやり取りが盛んに

なる一方で、人見知りをするようになる。また、身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉が**分かる**ようになる。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。

(三) おおむね一歳三か月から二歳未満

歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、環境に働きかける意欲を一層高める。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。指差し、身振り、片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始める。

(四) おおむね二歳

歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。発声が明瞭になり、語彙も著しく増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。盛んに模倣し、物事の間共通性を見いだすことができるようになる

に、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。

(五) おおむね三歳

基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できるようになる。話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際には、同じ場所で同じような遊びをそれぞれが楽しんでいる平行遊びであることが多い。大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れたり、象徴機能や観察力を発揮して、遊びの内容に発展性が見られるようになる。予想や意図、期待を持って行動できるようになる。

(六) おおむね四歳

全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。想像力が豊かになり、目的を持って行動し、作ったり、描いたり、試したりするようになるが、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で、決まりの大切さに気付き、守ろうとするようになる。感情が豊かになり、身近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。

(七) おおむね五歳

基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に遊ぶ。言葉により共通のイメージを持って遊んだり、目的に向かって集団で行動することが増える。さらに、遊びを進展させ、楽しむために、自分たちで決まりをつくらしたりする。また、自分なりに考えて判断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身に付けていく。他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。

(八) おおむね六歳

全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような共同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な知識や経験をい生かし、創意工夫を重ね、遊びを進展させる。思考力や認識力も高まり、自然事象や社会事象、文字などへの興味や関心も深まっていく。身近な大人に甘え、気持ちを休めることもあるが、様々な経験を通して自立心が一層高まっていく。

第三章 保育の内容

保育の内容は、「ねらい」及び「内容」で構成される。「ねらい」は、第一章（総則）に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育士等が行わなければならない事項及び子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などの事項を示したものである。また、「内容」は、これらの「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。

保育士等が、上記の「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」との両面から示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。

ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の五領域から構成される。この五領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。

1 保育のねらい及び内容

(一) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもが、健康増進が、積極的に図られるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連絡を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムがつくられていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等にに応じて、適度な運動と休息をと**取**ることができるようにする。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが

意欲的に生活できるよう適切に援助する。

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもの心身の疲れが癒されるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。

- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。

④ 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息がと**取**れるようにする。

(二) 教育に関わるねらい及び内容

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

- ① 保育士や友達と触れ合い、安定感を持って生活する。
- ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- ③ 進んで戸外で遊ぶ。
- ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- ⑤ 健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事をする。
- ⑥ 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。

⑦ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら**見通しを持って行動する**。

- ⑧ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- ⑨ 危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア) ねらい

- ① 保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- ② **進んで身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ**。
- ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

- ① 安心できる保育士との関係の下で、身近な大人や友達に関心を持ち、模倣して遊んだり、親しみを持って自ら関わろうとする。
- ② 保育士や友達との安定した関係の中で、共に過ごすことの喜びを味わう。
- ③ 自分で考え、自分で行動する。
- ④ 自分でできることは自分でする。

- ⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- ⑥ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- ⑦ 友達の良さに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- ⑧ 友達と一緒に活動する中で、**共通の目的を見いだし**、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。

- ⑨ 良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- ⑩ 身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。

- ⑪ 友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付き、守ろうとする。
- ⑫ 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。

- ⑬ 高齢者をはじめ**始**め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。
- ⑭ 外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つ。

## ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

### (ア) ねらい

- ① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。
- ② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。

- ③ 身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

### (イ) 内容

- ① 安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ② 好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。
- ③ 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- ④ 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。
- ⑤ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- ⑥ 自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。
- ⑦ 身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。
- ⑧ 身近な物を大切にする。

## エ 言葉

- ⑨ 身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- ⑩ 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。
- ⑪ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。
- ⑫ 近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

### (ア) ねらい

- ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。

### (イ) 内容

- ① 保育士の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ② 保育士と一緒にごっこ遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ③ 保育士や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを持って聞いたり、話したりする。
- ④ したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。
- ⑤ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- ⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- ⑧ 親しみを持って日常のあいさつをする。
- ⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- ⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- ⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。
- ⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

## オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

### (ア) ねらい

- ① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。

- ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

(イ) 内容

- ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ② 保育士と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。
- ③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、**感じたりして楽しむ**。
- ④ 生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- ⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- ⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。
- ⑦ いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。
- ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
- ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。
- ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

2 保育の実施上の配慮事項

二二頁

二二頁

保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。

(一) 保育に関わる全般的な配慮事項

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮すること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること。

(二) 乳児保育に関わる配慮事項

ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。  
イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。

ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第五章（健康及び安全）に示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性をい<sup>レ</sup>生<sup>カ</sup>かした対応を図ること。

エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。

オ 担当の保育士が<sup>レ</sup>替<sup>ハ</sup>わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

### （三） 三歳未満児の保育に関する配慮事項

ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。

イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分

でしようとする気持ちを尊重すること。

ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。

エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

オ 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を促していくこと。  
カ 担当の保育士が<sup>レ</sup>替<sup>ハ</sup>わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

### （四） 三歳以上児の保育に関する配慮事項

ア 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。

イ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮すること。

ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。

エ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であること

を実感できるように配慮すること。

オ 生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気付き、自ら判断して行動できるように配慮すること。

カ 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。

キ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるような心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。

ク 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるように、保育に必要な素材や用具をはじめ、様々な環境の設定に留意すること。

ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

#### 第四章 保育の計画及び評価

保育所は、第一章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。

保育課程及び指導計画（以下「保育の計画」という。）は、すべての子どもが、入所している間、

安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。

また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。

#### 1 保育の計画

##### (一) 保育課程

ア 保育課程は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第二章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、編成されなければならない。

イ 保育課程は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編成されなければならない。

ウ 保育課程は、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるように、編成されなければならない。

##### (二) 指導計画

##### ア 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。

(イ) 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえること。

(ウ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。

(エ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

#### イ 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

(イ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。

(ウ) 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

(エ) 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録

するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

#### (三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

指導計画の作成に当たっては、第二章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

##### ア 発達過程に応じた保育

(ア) 三歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(イ) 三歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

##### イ 長時間にわたる保育

長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

##### ウ 障害のある子どもの保育

(ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、**家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別にゆき支援計画を作成するなど適切な対応を図ること。**

(イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。

(エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

#### エ 小学校との連携

(ア) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

(イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

こと。

#### オ 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ**始**め保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

## 2 保育の内容等の自己評価

### (一) 保育士等の自己評価

ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮すること。

(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(二) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育課程及び指導計画保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をも持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第三十六条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。

第五章 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第一章（総則）、第三章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育しなければならない。

三一頁

1 子どもの健康支援

三二頁

(一) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。

ウ 子ども的心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、**児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する**要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(二) 健康増進

ア 子ども健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

イ 子ども心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理

解し、日常生活に活用できるようにすること。

### (三) 疾病等への対応

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をい生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をい生かした対応を図ること。

ウ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。

## 2 環境及び衛生管理並びに安全管理

### (一) 環境及び衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。

三三頁

イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。

三四頁

### (二) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくり作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所 の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

## 3 食育の推進

保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。

(一) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

(二) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。

- (三) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- (四) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性をい生|かした対応を図ること。

#### 4 健康及び安全の実施体制等

施設長は、入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有することにかんがみ、この章の1から3までに規定する事項が保育所において適切に実施されるように、次の事項に留意し、保育所における健康及び安全の実施体制等の整備に努めなければならない。

- (一) 全職員が健康及び安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力の下に年間を通じて計画的に取り組むこと。
- (二) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、専門的職員が担当することが望ましいこと。栄養士、**及**び看護師等が配置されている場合には、その専門性をい生|かして業務に当たること。
- (三) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について、周知するよう努めること。

- (四) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

三五頁

#### 第六章 保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性をい生|かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第一章（総則）に示されているように、その特性をい生|かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

三六頁

##### 1 保育所における保護者に対する支援の基本

- (一) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (二) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (三) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在するまじと等の保育環境など、保育所の特性をい生|かすこと。
- (四) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (五) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基

本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。

(六) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。

(七) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

## 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(一) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。

(二) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

(三) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。

(四) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

(五) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努める

三七頁

こと。  
三八頁

(六) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

## 3 地域における子育て支援

(一) 保育所は、児童福祉法第四十八条の三の**規定**に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

### ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）

(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施

(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

### イ 一時保育

(二) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

- (三) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

## 第七章 職員の資質向上

第一章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

### 1 職員の資質向上に関する基本的事項

職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。

- (一) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。
- (二) 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。
- (三) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。

### 2 施設長の責務

施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。

- (一) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。
- (二) 第四章（保育の計画及び評価）の2の(一)（保育士等の自己評価）及び(二)（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制をつく~~る~~**作**ること。
- (三) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

### 3 職員の研修等

- (一) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持並びに**及び**向上に努めなければならない。

- (二) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。

○ 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令案新旧対照表

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）		（傍線の部分は改正部分）	
改 正 案		現 行	
<p>（保育の内容）</p> <p>第三十五条 保育所における保育は、<u>養護及び教育を一体的に行うこと</u>をその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第三十五条 保育所における保育の内容は、<u>健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第十二条第一項に規定する健康診断を含むもの</u>とし、厚生労働大臣が、これを定める。</p>		

## ○ パブリックコメントに寄せられた御意見(計1,491件)及び考え方(案)

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
1	全般	早期教育を助長するのではなく、子どもの生活の土台作りと、心と体の豊かな発達を保障して欲しい。	総則において、保育所は子どもの健全な心身の発達を図り、その福祉を増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされているように、子どもの生活面や養護面での重要性を示しています。第2章「こどもの発達」にあるように、「乳幼児期は、身体感覚を伴う多様な経験が積み重なること」が大切です。また、第3章「3歳以上児の保育に関わる配慮事項」にあるように、「乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う」ことが保育所保育では重要であると考えています。こうした保育所での遊びや経験は小学校以降の生活や学習の基礎となるものであり、ご指摘のとおり、保育所保育は、子どもの生活の土台作りと、心と体の豊かな発達を保障するものであると考えます。
2	全般	法的拘束力を強め、指導監督の強化に繋がらないか非常に不安。地域に根ざした保育内容が全国一律になり、独自性が発揮できなくなる可能性がでてくるのではないか。	今回の改定においては、保育所独自の創意工夫が図られるよう、保育所保育の基本となる事柄について大綱化し、示すこととしております。これらの遵守すべき事柄を踏まえて、より各保育所の保育理念、保育方針、環境や地域性が生かされることを期待しています。
3	全般	わかりやすく書いて欲しい。	保育所保育指針の内容の解説や補足説明、保育を行う上での留意点、各保育所における取組の参考になる関連事項等について解説書を作成することとしています。解説書では、指針の内容がより保育現場等に浸透するよう、分かりやすく表現することに努めます。
4	全般	「指導」という表現ではなく「支援」が良い。もしくは、「促す」「働きかける」	「保護者に対する保育に関する指導」は児童福祉法第18条の4の文言を踏まえての表記としています。
5	全般	子どもが「現在を最も良く生きる」ための施設の広さ、集団規模の上限などと合わせて、営利目的の事業を行ってはならないと明記すべき。	保育所保育指針は施設の事業に関する規制や設備基準について定めるものではなく、保育の内容に関する事項等について定めるものです。
6	全般	保育所で入所から就学までに育てるべき「目指す子ども像」を示して欲しい。	子どもは一人一人異なることから、一律に「目指す子ども像」を目指すのではなく、保育士が0歳から就学前までの子どもの一人一人の成長・発達を見通し、その主体性を大事に保育していくことが重要であると考えます。
7	全般	前文に子どもの養育について、保護者が第一義的責任を負っていることを書いて欲しい。	児童福祉法第2条において保護者の責任が規定されているところです。
8	全般	保育士等の「等」とは、何を意味するのか明確にして欲しい。	保育所保育指針では子どもの保育に携わる保育所職員を「保育士等」として示しています。具体的には施設長、保育士、調理員、栄養士、看護師などを指します。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
9	1章	「家庭養育の補完」という文面を削除すべきではない。	子どもの養育に関する第一義的責任を負っているのは保護者であり、保育所は保護者が日中子どもの養育をすることができない場合にその子どもを保育する施設であるという点は変わりませんが、今回の改正では、保護者と共に子どもを育てるとする保育所の役割に鑑み、「家庭養育の補完」という文言を削除したものです。
10	1章	現指針「子どもは豊かに伸びていく可能性をうちに秘めている」という子ども観を削除せず、掲示すべき。	この言葉にある子ども観は第2章「子どもの発達」や第3章「保育の内容」において踏襲されています。また、解説書でも触れることとしています。
11	1章	「子どもの最善の利益」をもっと強調して欲しい。	「子どもの最善の利益」は総則だけでなく、全章を通して触れています。特に第6章の「保護者支援」では支援の基本の最初に位置付けられています。また、解説書でも詳しく触れることとしています。
12	1章	「保育の目標」におけるあそびの位置づけについて、(ア)から(カ)まで6つ上げられている目標の中に、「あそび」の言葉が一度も出てきていないので、何を持って、「現在を最も良く生きる」と言っているのかわからない。	「保育の目標」は、具体的な遊びや活動の内容を指すものではありません。なお、同じ総則の中の「保育の方法」において、遊びを通して総合的に保育することの重要性を示しています。
13	1章	原案に「くつろいだ雰囲気」など、何を持って「くつろぐ」とするのか、大変あいまいで不明瞭である。	保育現場における創意工夫を促すため、抽象的な表現としています。
14	1章	第1章3. (1)ア(ウ)において、障害に対する正しい認識を育む課題に関する言及がなされていない。	「人権を大切にすることを育てる」ことは、「障害」に対する正しい認識を育むことも含むと考えます。
15	1章	第1章－総則－3保育の原理－(1)保育の目標－(ウ)における、自主、自立及び協調の態度を養い～の部分における「自立」の語句が、「自律」の誤植ではないか。	自分を律する「自律」ではなく、子どもが自ら考え、行動する「自立」という用語を使用しています。
16	1章	「保育の方法」に「主体的に活動できるよう働きかける」と明記。	「子どもの主体的な活動」や「子ども相互の関わりを大切にすること」を明記しています。
17	2章	子どもの発達過程の記述が非常に抽象的に「大綱化」してるので、大切な発達過程の表記を丁寧にして欲しい。	第2章の「子どもの発達」の内容は、保育関係者が共通に理解し、理解が得られている現行指針の記述を踏襲して示しています。なお、解説書において詳細に触れることとしています。
18	2章	子どもの発達についての文章が短く、子どもが葛藤しながら育っていくというような側面の記述が少ない。	保育所保育指針では発達の道筋を示すことに重きを置いています。子どもの葛藤体験や自我の育ち、行きつ戻りつの成長については解説書において詳細に触れることとしています。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
19	3章	第3章保育の内容について、「養護に関わるねらい及び内容」「教育に関わるねらい及び内容」と分けて表現されているのは、「養護と教育とが一体となって展開される」としながら、なぜ別に表記されるのか？	保育における養護と教育は常に一体的に行われますが、保育士が子どもの生活や成長する姿を捉える視点として、また、保育を振り返り、次の計画を立てる視点として、養護的側面と教育的側面を的確に理解することが大切です。保育士が養護と教育が切り離せないことを踏まえた上で、養護と教育のそれぞれの視点で保育を計画し、環境を構成していくことが期待されます。保育における「養護」と「教育」とその一体性については、解説書において詳しく説明することとしています。
20	3章	「様々な友達」の部分を「障害ある友達」と明記すべき。	障害のある子どもも含めて様々な友達であり、障害のある子どもに限ることは適当ではないと考えます。
21	3章	保育の内容について、日本の文化や社会行事、伝統行事や郷土の文化を大切に記述を入れて欲しい。	保育所保育指針の「環境」や「人間関係」の領域における内容を踏まえ、具体的な取組として、様々な地域の行事や郷土文化をとりいれるなどの創意工夫について解説で示すこととしています。
22	3章	保育所と幼稚園の平行した保育内容、小学校との連絡連携について付け加えること。	今回の改定保育指針では、より幼稚園教育要領との整合性を図るとともに、解説書において幼稚園や小学校との連携について示すこととしています。
23	3章	第3章1(2)ウ⑫において、小学校就学前の子どもだけで参加するわけがありません。「保護者に参加を促す」等の表現が適切ではないか。	第3章の「教育に関わるねらい及び内容」は子どもの立場から、子どもが環境に関わって経験する内容を示しています。
24	4章	自己評価について、制度化して評定するのは、やりたい保育が出来なくなり、働きにくくなる。	保育の計画を立てるとき、自己評価の視点を持つことにより、実践、評価、振り返りの連動がなされるようになることが期待されます。自己評価は、保育の質の向上のための仕組みの一つであるといえます。
25	4章	小学校との連携について、単なる書類提出に留まるのではなく、子どもの育ちを保障する立場で必要な体制や連携を明確にすべきである。	解説書において、地域性や子どもの状況を踏まえ、関係者で情報を共有する等具体的に示すこととしています。
26	4章	小学校との連携だけでなく、幼稚園との連携についても、触れて欲しい。	幼稚園との連携は重要であり、解説書において触れることとしています。
27	4章	放課後児童クラブとの連携について、少なくとも解説書の中で触れていただきたい。	放課後児童クラブについては、解説書の第4章において、小学校との連携に関連して記載することとしています。
28	4章	保育計画と保育課程の具体的な位置づけを明確に記述して欲しい。	今回の改定では、保育所の計画的な保育実践や職員の共通理解を高めるため、従来の「保育計画」を「保育課程」に改め、保育所における計画の上位に位置づけました。「保育課程」の意義や内容については、解説書で詳細に説明することとしています。保育現場で浸透するよう、関係者のご協力が必要であると考えています。
29	4章	保育課程や計画に、様式を作ったり、一律なチェック項目を定めたりすることは、評価・計画とも形骸化する危険性が非常に高くなるため、そのようなことがないよう各自治体にも指針案の趣旨を周知してください。	各自治体や関係機関への周知、徹底に努めます。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
30	4章	保育課程・指導計画に「家庭への支援」を含む記載をすべき。	保育指針では各保育現場での創意工夫を促すため、基本的な事項のみを示すこととしました。解説書において、「家庭への支援」を盛り込むこととしています。
31	4章	「情報共有」「送付」に関して、個人情報保護のための要件・手続きについて明記し、さらに「解説書」において、より詳細に記載すべき。	解説書において説明することとしています。
32	5章	虐待他機関との連携が必要と明記して欲しい。	第5章及び第6章において示しています。特に要保護児童対策地域協議会に関して記述しています。また、解説書においても説明することとしています。
33	5章	「送り迎えはじめ行事等での自動車乗車中は、法制化されているチャイルドシート使用を励行する。」との記載を盛り込んでいただきたい。	チャイルドシートの着用は道路交通法で義務化されているところであり、保育指針で示す必要はないと考えます。
34	6章	第6章1-(5)に揚げられた「保護者の気持ちを受け止め」等、「受け止める」という行為には、働きかけ、引き出し、共感し、励ますという一連の手続きが内在しており、これらの手続きを踏まえた表現が望ましい。	解説書において詳細に説明することとしています。
35	6章	保護者支援と言いながら、保育士などが子育てについて教え説く対象として保護者をとらえているのは間違いである。	「保護者支援の基本」において、保護者とともに子どもを育てる営みに関わることの重要性を示しています。このような趣旨や、保護者指導の「指導」の意味、「支援」の様々な方法や保護者との関わりについて、解説書において詳しく説明することとしています。
36	7章	施設長の役割が明確になっていない中で、責務だけを強調することに疑問。	保育所の長としての責任の大きさ、専門性への期待は高まっており、今後、施設長の役割を明確にしていくことを検討する予定です。
37	7章	保育士等や保育所の自己評価が第三者評価以外を想定できるような具体的な案を出して欲しい。	自己評価についてのより詳しい説明や具体的な方法を周知するための方策を検討する予定です。
38	その他	解説書は、参考であり、その内容については指導・監査の対象とすべきでない。	解説書は保育所保育指針の理解を助けるための参考資料であり、法的拘束力のあるものではありません。この趣旨を各自治体に周知、徹底してまいります。
39	その他	保育所保育指針を遂行するための条件整備、人材確保等の措置をして欲しい。	保育所の質の向上のための条件整備や人材確保は重要な課題であると考えています。このような観点から、国(厚生労働省)が取り組む施策及び地方公共団体(都道府県及び市町村)が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定する予定です。
40	その他	その他制定手続に関する意見	—
41	その他	その他保育行政一般に関する意見	—

## 「保育所児童保育要録」について

- この度、改定され告示化される保育所保育指針により、子どもの発達や生活の連続性等を踏まえて、保育所から小学校を通じて子どもの育ちを支えていくため、すべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ「保育所保育要録」を送付することとした。個人情報として適切に取り扱うことが求められる。
- 各市町村においては、「様式の参考例」を参考にし、それぞれの実情等を踏まえて保育要録の様式を作成し、管轄の各保育所に送付する。
- 保育所保育指針が施行される平成21年度から実施される。
- 保育要録の記入は保育所長の責任の下、担当保育士が行う。

◎記載する事項及び記載に際し留意する事項は以下のとおりである。

## ・入所に関する記録

1. 児童名、性別、生年月日
2. 保育所名及び所在地
3. 児童の保育期間（入所及び卒所年月日）
4. 児童の就学先（小学校名）
5. 施設長及び担当保育士名

## ・保育に関する記録

## 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項

- (1) 子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載すること
- (2) 子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること

## ・子どもの育ちに関わる事項

保育所生活全体を通して、子どもの保育を振り返り、子どもが育ってきた過程等を十分に踏まえた上で、主に最終年度（5、6歳）における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。

# 保育所児童保育要録

様式の参考例

ふりがな		性別		就学先	
氏名				生年月日	平成 年 月 日生
保育所名及び住所	(保育所名)	(住所)	〒	-	
保育期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 年 か月)				

子どもの養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項		(子どもの健康状態等)
項目	ね ら い(子どもを捉える視点)	子どもの育ちに関わる事項
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</li> <li>・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</li> <li>・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。</li> </ul>	
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</li> <li>・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。</li> <li>・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</li> </ul>	
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</li> <li>・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</li> <li>・身近な物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</li> </ul>	
言葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</li> <li>・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</li> <li>・日常生活に必要な言葉が分かるようになってとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。</li> </ul>	
表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな表現を持つ。</li> <li>・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</li> <li>・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。</li> </ul>	
施設長名	(印)	担当保育士名
		(印)

- ※ 「子どもの養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
- ※ 「子どもの育ちに関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、子どもが育ってきた過程等を踏まえた上で、主に最終年度(5, 6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
- ※ 子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報として適切に取り扱うこと。

## 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの概要（案）

### 1. 経緯

平成20年3月の保育所保育指針改定に向け、『保育所保育指針』改定に関する検討会において審議が行われ、平成19年12月に「保育所保育指針の改定について（報告書）」が取りまとめられた。

この報告書において、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針について幅広い内容の改善・充実を図ることと併せて、保育実践の改善・向上、幼稚園、小学校など地域の関係機関との連携、子どもの健康・安全の確保、保護者に対する支援、職員の資質向上、これらを支える様々な環境整備など、今後取り組んでいくことが必要な施策を一体的・計画的に推進するためのプログラムを策定することが提言された。

また、本年2月27日にとりまとめられた「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」こととされた。

### 2. 趣旨

保育所保育指針改定等を踏まえ、保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定する。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励する（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）。

### 3. 実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

（改定保育指針の施行（平成21年4月）に先行して実施）

### 4. アクションプログラムの概要（主なもの）

#### （1）保育実践の改善・向上

自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など

#### （2）子どもの健康及び安全の確保

保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など

#### （3）保育士等の資質・専門性の向上

保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し

#### （4）保育を支える基盤の強化

評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

### 5. 今後のスケジュール

平成20年3月 保育所保育指針公布に伴う自治体あて通知（地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言）により周知